

【激甚災害指定に伴う雇用保険求職者給付の給付制限の特例】

給付制限の対象の方（退職理由が自己都合など）は、令和元年台風第19号の激甚災害指定に伴い、給付開始時期が早まります。

激甚災害発生日時点で、以下に該当する方(※1)は、給付制限期間が短縮(3か月⇒1か月)される特例措置がありますので、できる限り早くハローワークに来所してください。

- ① 災害救助法の指定地域に居住していた(※2)方
- ② 災害救助法以外の激甚災害法の指定地域に居住している方であって、かつ、地方公共団体が発行する被災に関する証明書(罹災証明書、被災証明書等)により被災を証明できる方

※1 雇用保険受給資格者証の15欄(「給付制限」)に「3ヶ月」と印字されている方が対象となり、令和2年10月10日までに離職した方に限ります。

※2 地域ごとに災害救助法の適用となった日となります。

① 雇用保険求職者給付の手続がお済みの方

- 激甚災害発生日時点で、給付制限期間が1か月を経過している方は、激甚災害発生日から失業の認定を受けることができます。
- 待期中又は給付制限期間が1か月を経過していない方は待期満了後1か月经過後から、失業の認定を受けることができます。
- ハローワークから指定された失業認定日(「雇用保険受給資格者証」に記載があります)に関わらず、ハローワークに来所すれば、激甚災害発生日から来所日の前日(待期満了後1か月经過していない方は、1か月经過した日の翌日から来所日の前日)までの分(28日分が上限)の給付を受けることができます。
- これ以後は、ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

② 今後、雇用保険求職者給付の手続をされる方

- 待期満了後1か月经過後から、失業の認定を受けることができます。
- ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

※ 制度利用に当たっての留意事項

激甚災害発生日時点で、当該被災地域内に居住していた方が対象です。災害発生後、当該地域外に転居した場合も対象になります。

福島労働局管内ハローワーク

労働局・ハローワーク		所在地	電話番号
福島労働局職業安定部 職業安定課雇用保険係		〒960-8021 福島市霞町1番46号 福島合同庁舎4階	024-529-5389
中通り地方	ハローワーク福島	〒960-8589 福島市狐塚17-40	024-534-4121
	ハローワーク二本松	〒964-0906 二本松市若宮2-162-5	0243-23-0343
	ハローワーク郡山	〒963-8609 郡山市方八町2-1-26	024-942-8609
	ハローワーク須賀川	〒962-0865 須賀川市妙見121-1	0248-76-8609
	ハローワーク白河	〒961-0074 白河市郭内1-136 白河小峰城合同庁舎	0248-24-1256
会津地方	ハローワーク喜多方	〒966-0853 喜多方市字千苺8374	0241-22-4111
	ハローワーク会津若松	〒965-0877 会津若松市西栄町2-23	0242-26-3333
	ハローワーク南会津	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字行司12	0241-62-1101
浜通り地方	ハローワーク相馬	〒976-0042 相馬市中村1-12-1	0244-36-0211
	ハローワーク相双	〒975-0032 南相馬市原町区桜井町1-127	0244-24-3531
	ハローワーク富岡	〒979-1111 双葉郡富岡町大字小浜字大膳町109-1	0240-22-3121
	ハローワークいわき	〒970-8026 いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎	0246-23-1421
	ハローワーク小名浜	〒971-8111 いわき市小名浜大原字六反田65-3	0246-54-6666
	ハローワーク勿来	〒974-8212 いわき市東田町1-28-3	0246-63-3171